

被用者年金の一元化について

厚生労働省年金局年金課

平成27年11月30日

本日のポイント

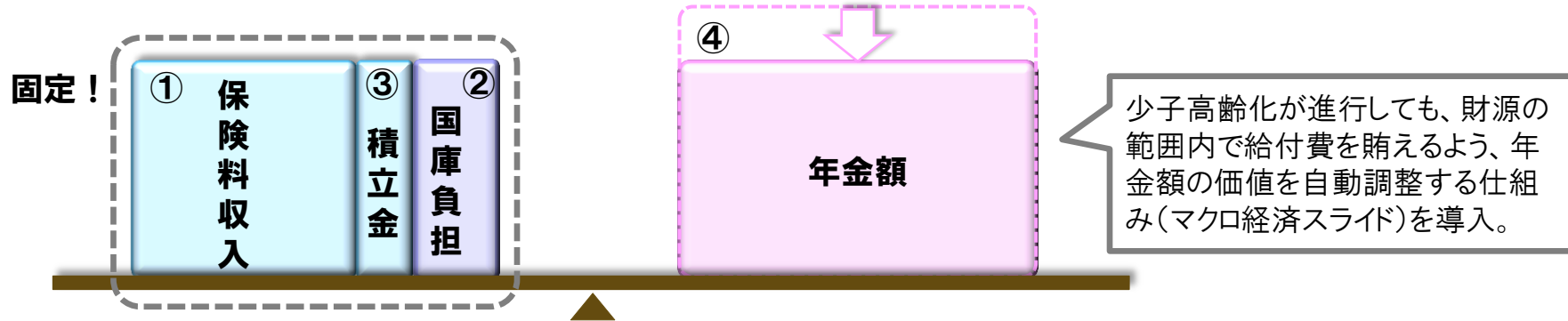
社会保障・税一体改革による到達点

⇒平成16年改正による新たな財政フレームの完成（平成27年4月：特例水準解消、マクロ経済スライド発動）

⇒昭和59年の閣議決定から始まる被用者年金の一元化の完成（平成27年10月施行）

平成16(2004)年改正による年金制度における長期的な財政の枠組み

- 平成16年の制度改正で、今後、更に急速に進行する少子高齢化を見据えて、将来にわたって、制度を持続的で安心できるものとするための年金財政のフレームワークを導入。
- 社会保障・税一体改革関連法の成立により、平成16年改正財政フレームは一定の完成をみている。



少子高齢化が進行しても、財源の範囲内で給付費を賄えるよう、年金額の価値を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)を導入。

① 上限を固定した上での保険料の引上げ

平成29(2017)年度以降の保険料水準の固定。(保険料水準は、引上げ過程も含めて法律に明記) ※現在の保険料：
 ・厚生年金：18.30%(労使折半)(平成16年10月から毎年0.354%引上げ) 厚生年金17.828%(平成27年9月～)
 ・国民年金：16,900円※平成16年度価格(平成17年4月から毎年280円引上げ) 国民年金15,590円(平成27年4月～)

② 基礎年金国庫負担の2分の1への引上げ

平成21年度以降、基礎年金給付費に対する国庫負担割合を2分の1とする。

平成24年「社会保障・税一体改革」により消費税財源確保。

③ 積立金の活用

概ね100年間で財政均衡を図る方式とし、財政均衡期間の終了時に給付費1年分程度の積立金を保有することとして、積立金を活用し後世代の給付に充てる。

平成24年年金額の特例水準の解消(法改正)により、マクロ経済スライドが機能する前提条件を整備。

④ 財源の範囲内で給付水準を自動調整する仕組み(マクロ経済スライド)の導入

現役世代の人口減少とともに年金の給付水準を調整。標準的な年金の給付水準について、今後の少子高齢化の中でも、年金を受給し始める時点で、現役サラリーマン世帯の平均所得の50%を上回る。

年金の給付と負担の国民経済に対する大きさ

《平成24年3月推計》

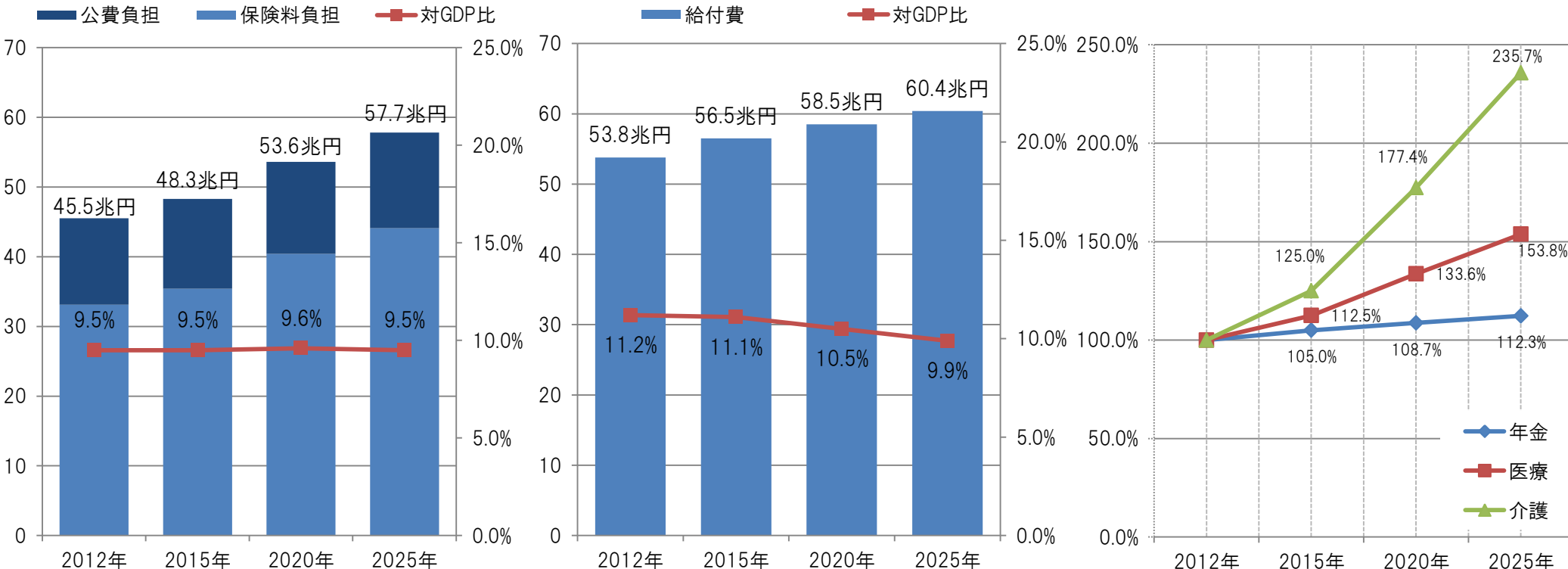
- 年金に対する負担…GDPに対する割合は2025年までは概ね一定
- 年金給付 …GDPに対する割合は2025年まではやや低下

＜年金に係る負担額＞

＜年金に係る給付費＞

＜年金と医療・介護の給付費の伸びの比較＞

(2012年=100)



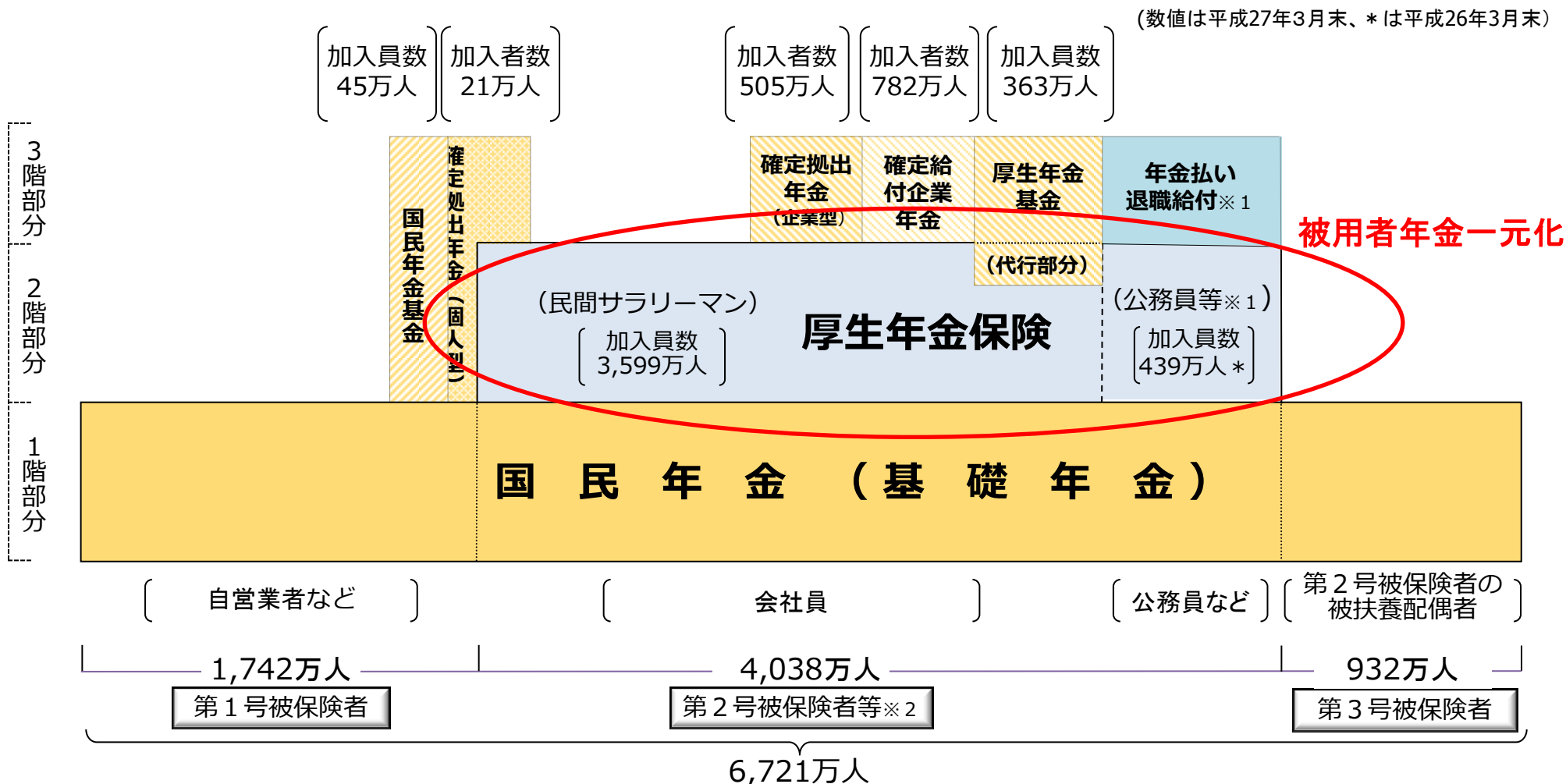
年金	2012年(平成24)		2015年(平成27)		2020年(平成32)		2025年(平成37)	
	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)	兆円	(GDP比)
負担額	45.5	9.5%	48.3	9.5%	53.6	9.6%	57.7	9.5%
保険料負担	33.1	6.9%	35.4	7.0%	40.4	7.2%	44.1	7.2%
公費負担	12.4	2.6%	12.9	2.5%	13.2	2.4%	13.7	2.2%
給付費	53.8	11.2%	56.5	11.1%	58.5	10.5%	60.4	9.9%
(参考)GDP	479.6		509.8		558		610.6	

人口前提:「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」出生中位(死亡中位推計)

経済前提:内閣府「経済財政の中長期試算(平成24年1月推計)」慎重シナリオに準拠して設定

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員等は、これに加え、厚生年金保険に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに年金払い退職給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。

※2 第2号被保険者等とは、被用者年金被保険者のことをいう (第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

社会保障・税一体改革(年金分野)の経緯

社会保障・税一体改革大綱 (2月17日閣議決定)

○「法案を提出する」または「法案提出を検討する」とされた事項

- ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・年金額の特例水準の解消
- ・低所得者等の年金加算
- ・高所得者の年金額の調整
- ・受給資格期間の短縮
- ・産休期間中の保険料免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者への厚生年金適用拡大
- ・被用者年金の一元化

○「引き続き検討する」とされた事項

- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引き上げ

提出

国年法等改正法案(2月10日提出)

- ・交付国債の発行による平成24年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・年金額の特例水準の解消

案中修正

議員修正

提出

年金機能強化法案(3月30日提出)

- ・低所得者等の年金額の加算
- ・高所得者の年金額の調整
- ・交付国債の償還

代替措置

削除

提出

被用者年金一元化法案(4月13日提出)

- ・厚生年金と共済年金の一元化

一部修正

成立した法律

国年法等改正法成立(11月16日)

- ・年金特例公債(つなぎ国債)による平成24・25年度の基礎年金国庫負担2分の1
- ・年金額の特例水準の解消

年金生活者給付金法成立(11月16日)

- ・低所得高齢者・障害者等への福祉的給付

年金機能強化法成立(8月10日)

- ・基礎年金国庫負担2分の1の恒久化
- ・受給資格期間の短縮(25年→10年)
- ・産休期間中の社会保険料免除
- ・遺族基礎年金の父子家庭への拡大
- ・短時間労働者への厚生年金適用拡大

被用者年金一元化法成立(8月10日)

○ 年金機能強化法附則に記載の検討事項

- ・高所得者の年金額の調整
- ・国年1号被保険者の出産前後の保険料免除

○ 一体改革大綱記載の検討事項

- ・第3号被保険者制度の見直し
- ・マクロ経済スライドの検討
- ・在職老齢年金の見直し
- ・標準報酬上限の見直し
- ・支給開始年齢引き上げ

被用者年金の一元化

一元化に係る経緯・概要

官民格差の是正

一元化後の財政構造

被用者年金一元化の経緯

- **昭和59年閣議決定** 「昭和70年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。」
- 平成8年閣議決定 「被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては・・・その統一的な枠組みの形成を目指す。」
- 平成13年閣議決定 「被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために・・・21世紀初頭の間結論が得られるよう検討を急ぐ。」
- 平成16年改正法附則 「公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。」
- 平成18年閣議決定 「被用者年金制度の一元化については・・・共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として・・・これを行う。」
- **平成19年被用者年金一元化法案国会提出(平成21年解散により廃案)**
- 平成24年社会保障・税一体改革大綱 「平成19年法案をベースに、一元化の具体的内容について検討する。関係省庁間で調整の上、平成24年通常国会への法案提出に向けて検討する。」
- **平成24年被用者年金一元化法案国会提出**

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(平成24年8月10日成立・22日公布 平成24年法律第63号)

<主要項目>

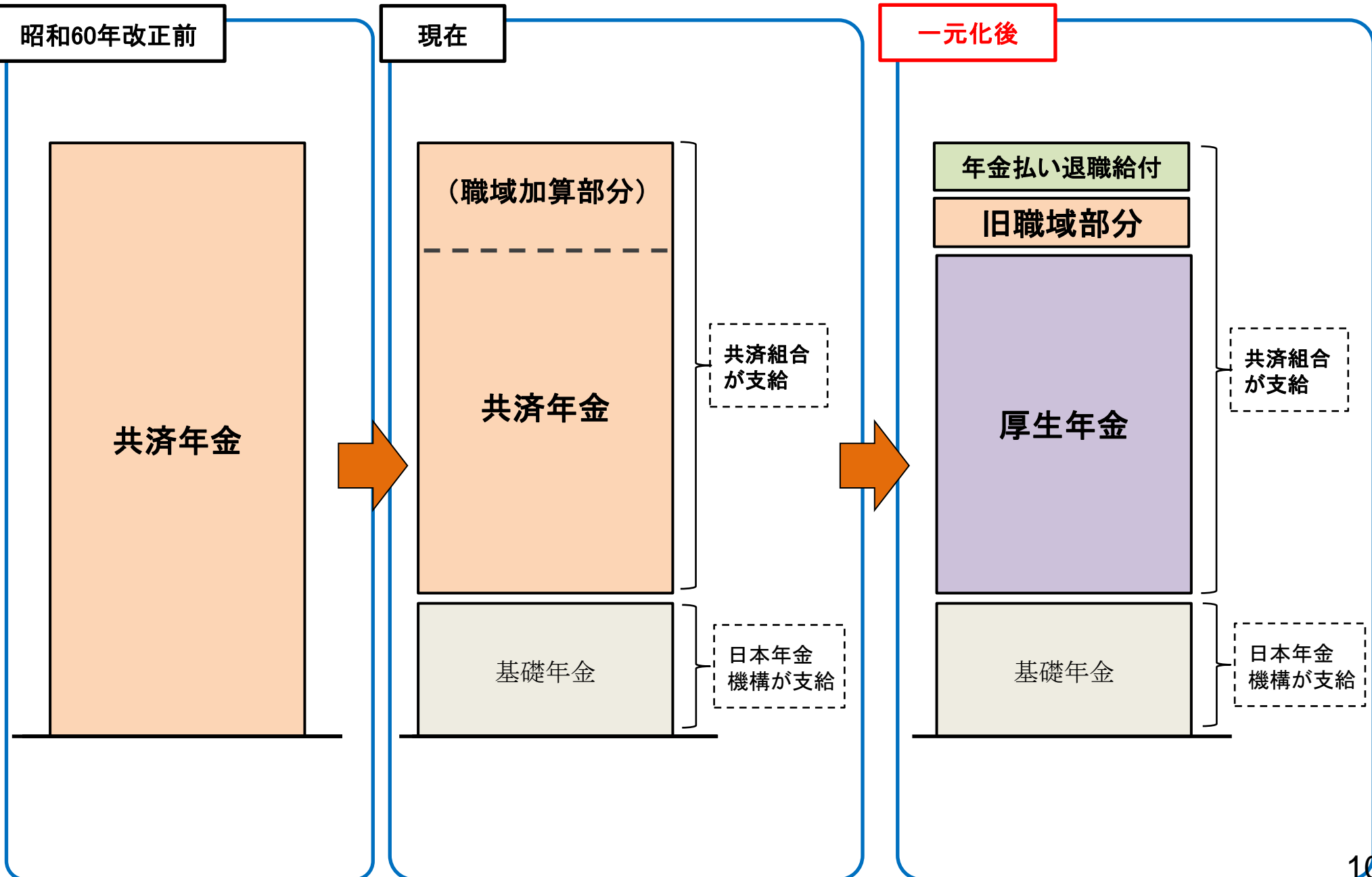
- (1) 厚生年金に公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一する。
- (2) 共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消する。
- (3) 共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一する。
- (4) 厚生年金事業の実施に当たっては、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上する。
- (5) 共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止する。公的年金としての3階部分(職域部分)廃止後の新たな年金については、別に法律で定める。
- (6) 追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引き下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。

<施行日>

(1)～(5)：平成27年10月1日

(6)公務員の恩給期間に係る追加費用削減：平成25年8月1日

被用者年金一元化後の年金給付について(イメージ)



一元化に係る経緯・概要

官民格差の是正

一元化後の財政構造

被用者年金の一元化

～年金の官民格差の是正～

従前

- 同じ被用者であるにも関わらず、制度が職域ごとに分立している。共済年金と厚生年金を比較すると、2階部分の給付設計は同じであるものの、保険料率や職域部分を含めた給付水準、給付設計が異なっていた。

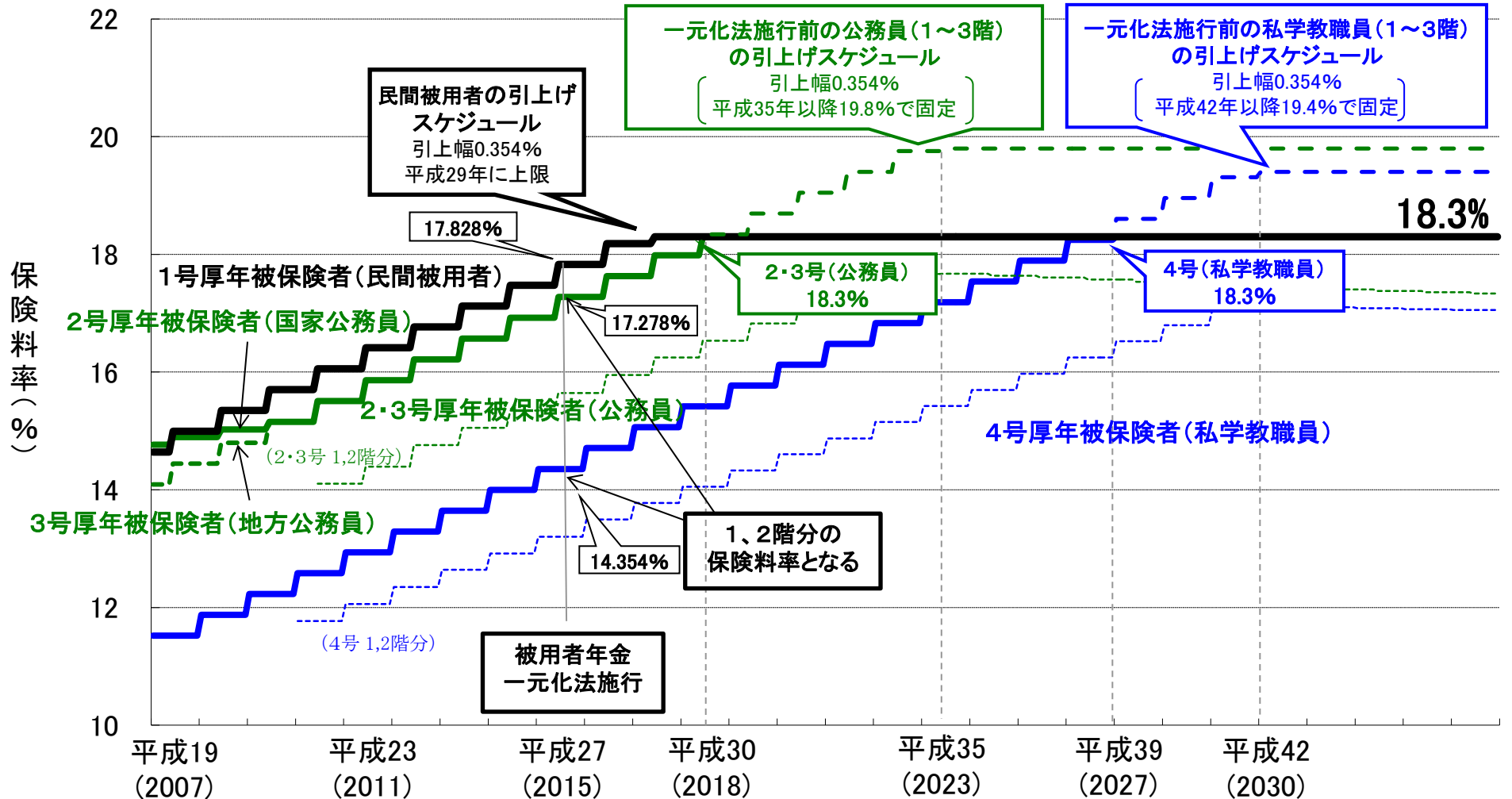


改正後

- 共済年金制度を厚生年金制度に合わせる方向を基本として被用者年金を一元化。具体的には、公務員及び私学教職員の保険料率や給付内容を民間サラリーマンと同一にする。

保険料率の統一

保険料について、一元化前同様、毎年0.354%ずつ引き上げていくこととするが、この引き上げスケジュールを法律に位置づけ、公務員は平成30年、私学教職員は平成39年に、18.3%で統一する。



(注1) 公務員等の引き上げスケジュール及び最終保険料率は平成21年財政再計算結果による。

(注2) 公務員の保険料率は平成21年に統一されている。

公的年金としての3階部分(職域部分)の廃止

○ 共済年金に存在した、公的年金としての3階部分(職域部分)を廃止。

※ 従前の給付設計は、1・2階部分については、下記の通り、厚生年金も共済年金も同じであり、同じ報酬で同じ加入期間であれば、厚生年金でも共済年金でも、1・2階部分については、同じ年金額となる。

[厚生年金]

[共済年金]

※平成24年度価格

(企業年金)

本人分	老齢厚生年金 (報酬比例年金)	99,858円
	老齢基礎年金	65,541円
配偶者分	老齢基礎年金	65,541円

合計 230,940円
(企業年金を含まない)

2割	職域部分	19,971円	本人分	保険料(労使折半)
	退職共済年金 (報酬比例年金)	99,858円		
	老齢基礎年金	65,541円	配偶者分	1/2 保険料(労使折半) + 1/2 国庫負担
	老齢基礎年金	65,541円		

合計 250,915円
(職域部分を含む)

(注) 職域部分を除けば、厚生年金と同額(230,940円)

(前提) 加入期間中の平均報酬月額: 360,000円、加入月数: 480月(40年)

(参考) 報酬比例部分の年金額: 平均報酬月額(賃金変動に伴う再評価後) × 給付乗率 × 加入月数 × 物価スライド率

※ 職域部分は、民間において、厚生年金基金や適格退職年金などの種々の企業年金が相当程度普及している点も考慮するとともに、公務員の身分上の制約等が課されていること等を踏まえ、昭和61年に設けられたもの

※ 職域部分に係る保険料の事業主負担分は、国共済(国分): 約300億円、地共済: 約1,400億円(平成24年度予算ベース)

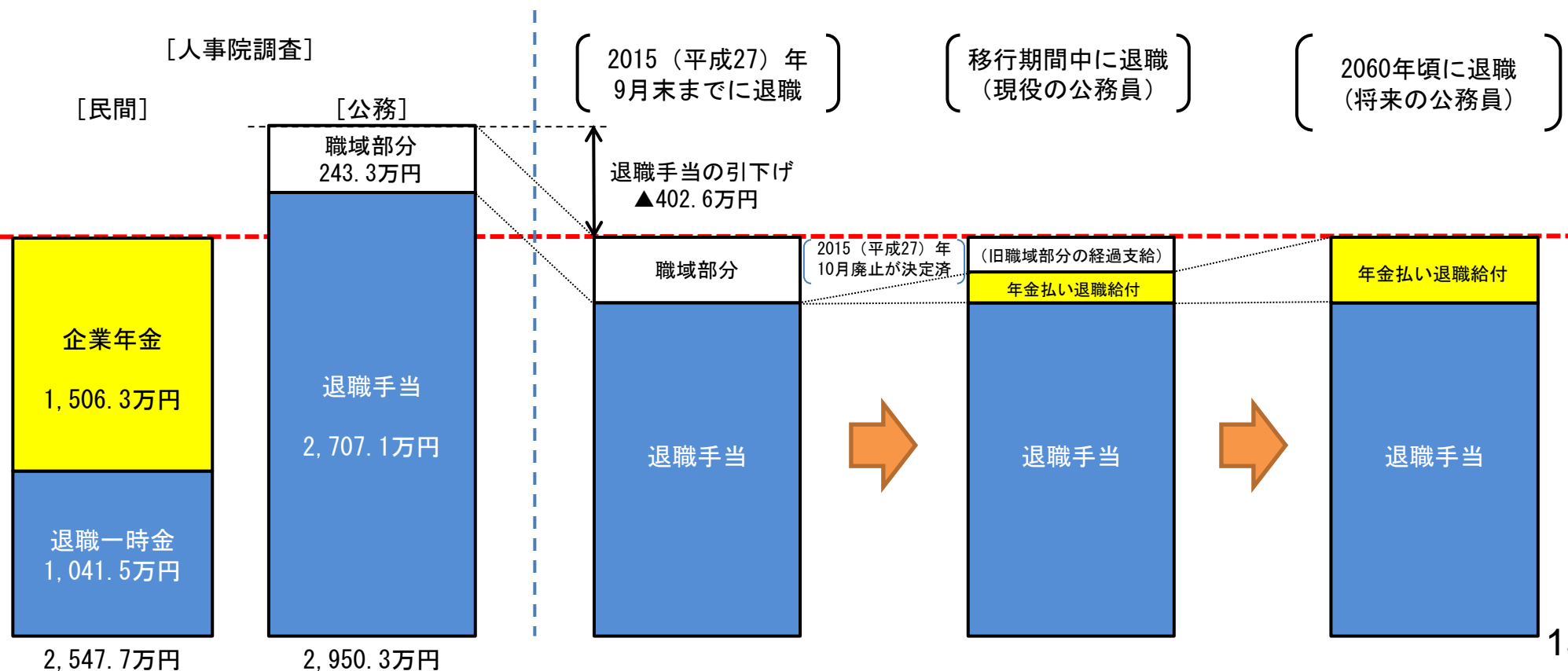
国家公務員の退職給付の給付水準の見直し

(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年))

○退職給付（退職金＋年金（事業主分））の官民均衡を図る観点から、以下の対応を行う。

※公務員の退職給付の在り方については、人事院調査及び被用者年金一元化法附則第2条を踏まえ、「共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議」において検討し、報告書がとりまとめられた。

- ・ 当面の退職給付の官民較差は、退職手当の支給水準の引下げにより調整。
- ・ 職域部分廃止後の官民均衡は、退職給付の一部として、年金払いの退職給付（退職等年金給付）をゼロから保険料を積み立てて設けることにより確保。



「年金払い退職給付」の概要

被用者年金一元化法附則第2条

この法律による公務員共済の職域加算額(中略)の廃止と同時に新たな公務員制度としての年金の給付の制度を設けることとし、その在り方について、平成24年中に検討を行い、その結果に基づいて、別に法律で定めるところにより、必要な措置を講ずるものとする。



- ◇国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律 (平成24年11月16日成立・26日公布 平成24年法律第96号)
- ◇地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律 (平成24年11月16日成立・26日公布 平成24年法律第97号)
- ◇私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律 (平成24年11月16日成立・26日公布 平成24年法律第98号)

<概要>

- 半分は有期年金、半分は終身年金(65歳支給(60歳まで繰上げ可能))。
- 有期年金は、10年又は20年支給を選択(一時金の選択も可)。
- 本人死亡の場合は、終身年金部分は終了。有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給。
- 財政運営は積立方式。給付設計はキャッシュバランス方式とし、保険料の追加拠出リスクを抑制したうえで、保険料率の上限を法定(労使あわせて1.5%)。
※キャッシュバランス方式は、年金の給付水準を国債利回りや予想死亡率に連動させることにより、給付債務と積立金とのかい離を抑制する仕組み。
- 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合に、公務上障害・遺族年金を支給。
- 服務規律維持の観点から、現役時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置を導入。
- 旧職域部分の未裁定者について、経過措置を規定。

「年金払い退職給付」のイメージ

モデル年金月額
約1.8万円/月(想定)

【積立方式】

有期年金(20年間)

終身年金

※ モデル年金月額は、標準報酬月額36万円、40年加入等一定の前提において試算。

(参考) 現行の職域部分

モデル年金月額
約2万円/月

【賦課方式】

終身年金

制度的な差異の解消

厚生年金と共済年金とで、遺族年金の転給制度(下表⑤)など制度間の差異があったため、①～⑤の差異は厚生年金に揃える(⑥の厚生年金の女子の支給開始年齢が5年遅れである点については、経過措置として存続する)など、**基本的に厚生年金に揃えることで差異を解消。**

	厚生年金	共済年金
①被保険者の年齢制限	○70歳まで	○年齢制限なし(私学共済除く)
②未支給年金の給付範囲	○死亡した者と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又は3親等内の親族	○遺族(死亡した者によって生計を維持していた配偶者、子、父母、孫、祖父母)、又は遺族がないときは相続人
③老齢給付の 在職支給停止	○老齢厚生年金受給者が厚年被保険者となった場合 ・65歳までは(賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ・65歳以降は(賃金+年金)が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。 ○老齢厚生年金受給者が共済組合員となった場合 年金の支給停止なし。	○退職共済年金受給者が共済組合員となった場合 (賃金+年金)が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。3階部分は支給停止。 ※私学共済の退職共済年金受給者が私学共済加入者となった場合は、厚年と同様の方式 ○退職共済年金受給者が厚年被保険者等となった場合 (賃金+年金)が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止。
④障害給付の 支給要件	○初診日の前々月までの保険料納付済期間及び保険料免除期間を合算した期間が3分の2以上必要 (保険料納付要件あり)。	○保険料納付要件なし。
⑤遺族年金の 転給	○先順位者が失権しても、次順位以下の者に支給されない。(例:遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡すると、その遺族年金は支給されなくなる。)	○先順位者が失権した場合、次順位者に支給される。(転給) (例:遺族年金受給中の子供のいない妻が死亡したとき、一定の場合、その遺族年金が父母等に支給される。)
(経過措置)		
⑥女子の支給開始年齢	○60歳台前半の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢引上げは、男子の5年遅れのスケジュール。 (昭和21年4月2日以降生まれ～)	○60歳台前半の特別支給の退職共済年金の支給開始年齢引上げは、男子と同じスケジュール。 (昭和16年4月2日以降生まれ～)

一元化に係る経緯・概要

官民格差の是正

一元化後の財政構造

事務組織の活用、新しい厚生年金制度全体の財政状況の開示等

- 被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等を行う主体として、厚生労働大臣に加え、共済組合及び私学事業団(共済組合等)を規定。
 - ※ 効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用する。
- 共済組合等は、徴収した厚生年金保険料及び管理運用する1・2階積立金等に応じて厚生年金勘定に拠出金を納付し、厚生年金の保険給付に要する費用等を分担する。また、共済組合等が行う厚生年金の保険給付に要する費用等は、厚生年金勘定から交付金として共済組合等に交付する。
- 一元化された厚生年金制度全体の給付と負担の状況を、国の会計(厚生年金勘定)にとりまとめて計上し、国民に開示する。
- 一元化された厚生年金制度全体を通じた財政検証を、定期的を実施する。
- 厚生労働大臣は、各所管大臣を経由して共済組合等に拠出金等に関し必要な報告を求めるほか、各所管大臣に対し、その報告に関し監督上必要な命令や監査の実施を求めることができることとする。
- 積立金の運用の基本的な指針については、厚生労働大臣が案を作成し、各大臣と協議の上、策定。
- 積立金の運用の状況の公表及び評価については、毎年度、厚生労働大臣が運用状況やその評価等を記載した報告書の案を作成し、各大臣と協議の上、策定し、公表することにより行う。

被用者年金一元化法の施行に伴う積立金の概算仕分けについて (平成27年10月1日実施)

従前の共済年金の積立金については、1・2階部分と3階部分の区別がないため、被用者年金一元化に際しては、共済年金の積立金のうち、1・2階部分の給付のみである厚生年金の積立金の水準に見合った額を、一元化後の厚生年金の積立金(=共通財源)として仕分ける必要がある。

具体的には、共済年金の積立金のうち、一元化前の厚生年金における積立比率(保険料で賄われる1・2階部分の年間の支出に対して、何年分を保有しているかという積立金の水準)に相当する額を、共通財源として仕分ける。

⇒仕分けの際の積立比率 4.9年分(見込み値)。

共済年金の積立金のうち、厚生年金の積立金 (=共通財源)として仕分ける額(概算額)

合 計	29.2 兆円
国共済	7.1 兆円
地共済	20.1 兆円
私学共済	2.1 兆円

(参考)

一元化前の厚生年金(旧厚生年金)の積立比率
(概算政府積立比率)

= 平成26年度末の旧厚生年金の積立金の見込み額
(164.8兆円)

÷平成27年度の旧厚生年金の1・2階支出の見込み額
(33.7兆円)

= 4.9年分

(参考)

旧厚生年金の積立金(見込額)	164.8兆円
----------------	---------

(注1) 法律では「平成26年度末の積立金と平成27年度の支出に基づき仕分ける」こととしており、上記は概算仕分けのため見込み値である。実際には、実績を踏まえて積立金の仕分けを行い、概算仕分け額との差額を精算することになる。

(注2) 各実施機関の積立金の概算仕分け額は、各実施機関の平成27年度の1・2階支出の見込額(国共済:1.5兆円、地共済:4.1兆円、私学共済:0.4兆円)に4.9を乗じて算出する。

(注3) 共済に残る積立金は旧3階部分の処理に充てる。(私学共済については、さらに増加保険料の軽減に充てることも可。)

被用者年金一元化と年金積立金運用

<被用者年金一元化と積立金運用>

◇ 被用者年金一元化法の成立により、厚生年金の共通財源となる積立金の運用について、共通の基本指針等に基づきポートフォリオ等を策定。

- ① 厚生年金の共通財源となる積立金(1階、2階部分)の運用について、厚労大臣、財務大臣、総務大臣、文科大臣が共同で基本指針を策定。
- ② この基本指針に適合するよう、GPIF、国共連、地共連、私学事業団が、各運用主体のポートフォリオを定めるに当たって参酌すべき資産構成の目標(モデルポートフォリオ)を策定。
- ③ GPIF、国共連、地共連、私学事業団は、基本指針に適合するように、かつモデルポートフォリオに即して、個別の管理運用方針(ポートフォリオを含む。)を作成し、各所管大臣の承認を得る。

◇ 平成27年10月の被用者年金一元化施行に向け、「積立金基本指針に関する検討会」(座長米澤康博早稲田大学教授)において、基本指針で定める具体的事項についての検討を行い、平成26年3月31日に報告書を取りまとめ。

◇ この報告書に基づき、積立金基本指針を制定(公布日:平成26年7月3日)

◇ 積立金基本指針に適合するよう、管理運用主体においてモデルポートフォリオを策定・公表(平成27年3月20日)

被用者年金の積立金額(平成25年度末 時価ベース)

厚生年金	国家公務員共済組合	地方公務員共済組合	私立学校教職員共済
123.6兆円	7.6兆円	39.8兆円	3.8兆円

※厚生年金は代行部分を除く。共済各制度は、職域部分(3階部分)を含む。

(参考)モデルポートフォリオ

資産	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
モデルポートフォリオ	35%	25%	15%	25%
中心値範囲	上記± 10%	上記±9%	上記±4%	上記±8%

(備考)

- 1 この表の数値は、短期資産を含む管理積立金全体に対する各資産の割合である。
- 2 この表において「中心値範囲」とは、管理運用主体が管理積立金の運用において厚生年金保険事業の共通財源としての一体性を確保する観点から定められた、基本ポートフォリオにおける各資産の中心値が含まれるべき範囲をいう。
- 3 この表に掲げる資産(以下「伝統的4資産」という。)以外の資産は、リスク・リターン特性に応じて、伝統的4資産のいずれかに区分して管理するものとする。ただし、短期資産は、伝統的4資産とは別に区分して管理することができる。
- 4 基本ポートフォリオにおいて短期資産の割合を定めるときは、この表の数値は、それぞれの数値に、1から短期資産の割合を控除した割合を乗じ、小数第一位を四捨五入した数値に読み替えることができるものとする。

ご静聴ありがとうございます